

ナチ体制下のホロコーストと科学

ズザンネ・ハイム (Susanne Heim)

川喜田敦子 訳

長年にわたり、ヨーロッパユダヤ人の殺害は不合理や文明の断絶 (Zivilisationsbruch) と同義であると考えられてきた。工場のように組織的に実行されたものであると同時に、狂信的な人種妄想の表われでもあったためである。アイヒマン裁判でのある生存者の言葉を借りるならば、アウシュヴィッツは「人類文明の従来規則や慣習が適用されない世界、つまり『別の惑星』」であった¹。通常世界と絶滅世界のあいだのこの断絶こそが、収容所から解放された後、死にいたるまで多くの生存者を苦しめつづける悪夢の原因であると L. レンジャー (Lawrence Langer) は論じている²。生存者の多くは迫害によって、以前の自分と同一人物であるとは思えないほどに変わってしまった。身体的に変わったというだけではない。打ち続く死の恐怖の中で生き延びようとするあまり、他者——たとえその「他者」が親友や家族であっても——の苦しみに対して無関心であることを強いられ、自身の規範にも周囲の価値観にも反する行動様式をとらざるをえなかったことも少なくなかったのである。長年にわたって生存者を苦しめ、その体験を伝達不能なものとし、彼らを世間と隔絶させてしまったことの理由とされてきたのはまさにこの矛盾であった。いかに組織的に計画され、合理的に実行されたにせよ、ホロコーストは被害者にとっては恣意的で予測不能な体験であった。今日でも、ホロコーストを他の諸々のジェノサイドと分かち特異な点は実利的合理性の完全な欠落にあると考えられている。つまり、H. アーレント (Hannah Arendt) がかつて述べたように、ホロコーストは多大な犠牲者を出したために特異なのではなく、殺害行為を行った側が実利性や利害を一切考慮することがなかったがために特異だと考えられているのである。

近年のジェノサイド研究は、ホロコーストは他の大量殺害と比較可能であるが特異でもあるという点から出発する。どのような点が特異であるかといえば、まず、他の大量殺害の犠牲者とは異なり、ユダヤ人は下等人間 (Untermenschen) であり、アーリア人を墮落と退化から救うために完全に抹殺しなければならない存在であるとされた³。また、ヨーロッパユダヤ人の殺害が「ヨーロッパで科学的、産業的に最も進んだ国の一つ」によって行なわれた点もホロコーストの特異性のひとつとして挙げられる⁴。

ホロコーストを歴史上の他の諸々の大量殺害と分かちるのは、さらに、その近代的・官僚主義的な組織性、つまり、被害者集団を登録しそれと分かるように明示すること、巧妙なプロパガンダ、ゲットーや収容所へのユダヤ人の集中、「高度に専門化された移動殺人部隊」および絶滅収容所やガス室の利用、ユダヤ人絶滅政策へのドイツ社会のあらゆる職種の動員と他国の取りこみ等である。

本論稿では、そのような大量殺害のための技術的側面のみならず、加害者の追求した長期目標お

よび彼らの描いた社会変革構想という点においてもホロコーストは近代的「犯罪」であったということについて論じてみたい。したがって、単に加害者を告発し、犯罪を生じさせた力学を再現することにとどまらず、加害者社会 (Tätergesellschaft) の構造を分析することこそが重要になる⁵。以下に、ホロコーストと関わる社会変容の過程および「加害者社会」のあり方という二つのテーマについて詳細に検討し、20世紀ヨーロッパで行われた他の大量殺害との類似点、相違点について議論するための一助としたい。なおその際、1) ドイツ支配下の新ヨーロッパ構想、2) 同構想の科学的基盤、3) ドイツ社会のあらゆる領域がユダヤ人の迫害および殺害に同意したことの物質的基盤という三つの側面に注目することになる。

人口過剰、再定住、選別

ヨーロッパユダヤ人を殺害するという決定が下されたのは1941年のどの時期であったのか、それとも、そもそもある決定が下されたことによって殺害が始まったわけではなく、長期にわたる試行錯誤の中で次第に自発的な急進化が進んでしまったのかについて、歴史家は今日にいたるまで論争を続けている。しかし、ユダヤ人殺害への方向性が東方での侵略戦争によって定められたことには疑いの余地がない。「大規模な大量殺害をともなう東方への帝国主義的膨張は軍事作戦であると同時に人種戦争であり、そのジェノサイド的な論理は何よりもソ連への攻撃を準備したイデオロギーに内在するものであった。アメリカの参戦によって戦争が文字通り世界大戦へと拡大したときには、ヨーロッパの全ユダヤ人の抹殺は主要目的となっていた。1939年1月にヒトラーがすでに予告していた通り、戦争はユダヤ人に対する戦争となったのである。⁶」ポーランド、次いでソ連に侵攻したことにより、ドイツ支配下の地域に住むユダヤ人の数は飛躍的に増加した。約50万人のドイツユダヤ人は、多くが自分はユダヤ人ではなくドイツ人であると考えていた。ところが今や問題となるにいたった何百万人もの「東方ユダヤ人 (Ostjuden)」は、第一次世界大戦中にドイツ人兵士の目に貧困、低開発、未開そのものと映ったような存在であった。早くも軍事占領の二～三週間後にはドイツ人はポーランドでいわゆる「新秩序」の実験を開始した。ポーランドを手始めとして東欧全域に新しい社会的経済的秩序を押しつけ、「遅れた」農業国と考えられていたこの地域を「大ヨーロッパ」、つまりドイツ人の「生存圏」の生産的一部へと作り変えることが計画されていたのである。

ドイツのみならず西欧諸国やアメリカの経済計画担当者も、ポーランドおよび東欧の大多数の国々は開発が遅れ、経済が効率的に組織化されておらず、資本不足であると考えていた。とりわけ問題であったのは農業によって生計を立てている人口があまりに多すぎることであった。近代的な農法を導入したならば、全人口の三分の一、地域によってはそれ以上が過剰になるほどの農業人口を抱えていたため、意味をなす程度にまで資本が蓄積されることもなければ、産業生産物を購入するために必要な購買力を農民がもつこともなかった。そしてその農業部門が経済の大部分を占めていたのである。経済学者の試算によれば、南東欧も同じく過剰人口を抱えており、ドイツの産業経済上の利益を考えるならば、1200～1500万人の農業労働者を「移動」させる必要があった。家族を含めると5000万人もの人々が排除されなければならないということである。これらの「未利用の

労働力」はインフラ整備、道路建設、河川整備、湿地干拓に利用できると考えられた。強制労働のために彼らをドイツに輸送することも可能であるかもしれなかった。

外部からの強制的介入がなければ貧困と人口過剰は悪化し、労働効率は低下の一途をたどるものと思われた。このような経済的判断に加え、「住民の貧困化の進行」は東欧諸国の政治的安定を脅かすとされた。このような見解はドイツのみならず西欧諸国の東欧専門家にも共有されていたが、過剰人口の問題に対してある特殊な「処方」を案出したのはドイツの科学者であった。彼らは「非ユダヤ化」こそがポーランドの社会的経済的構造を安定化させるための第一歩であると考えたのである。占領下ポーランドの経済相は将来の経済政策構想を次のように略述している。「経済活動の成長の前提条件」は「経済構造全体の根本的な変革」であり、それはまず何よりも「ユダヤ部門の大幅な合理化」である。「ユダヤ部門を縮小することにより、ポーランド部門が遅れを取り戻す機会が生じるであろう。[...]無論、この商業移住は無秩序、無規律に行われることがないように適切に組織されなければならない。」小規模事業や零細事業からなり、地域的に限定されたユダヤ人の商業コミュニティは経済にとって障害であると考えたのは、東方に市場を開拓することを目的とした「商業的移住」であった。それは、ポーランドに監視、統制しやすい「中規模事業」を新たに人工的に作り出そうとするものであり、この計画の前提条件は大規模な再定住、ヒムラーの言葉を借りるならば「民族集団全体の移植」であった。このような民族的思考は住民を「価値」に応じて階層化することと分かちがたく結びついていた。そしてこのヒエラルキーの最下層に位置したのがユダヤ人であった。

大戦勃発から五週間後の1939年10月6日、ヒトラーはヨーロッパにおける「民族新秩序の創出」を宣言し、それは「諸民族の再定住」によって達成されるとした。それによって「境界線が明確になる」ためである。ヒトラーは同時に、「ユダヤ人問題をはっきりとさせ、解決するための努力[が払われることになる]」とも宣言した。翌日、ヒトラーは諸民族の暴力的放逐を組織する権限をヒムラーに与え、ヒムラーは「ドイツ民族性強化のための帝国全権委員」としてただちに「ドイツ民族性強化全権部」を設立した。この部局は、二～三ヶ月のうちに、銀行、有限会社、計画担当スタッフ等のネットワークに支えられて政策決定にも影響力をもつ強大な機関となった。そこに属するすべての組織は既存の諸機関に対して指令を出す権限を与えられた。これらの組織では親衛隊員、ソーシャルワーカー、地方共同体の連絡スタッフ、建築家、監査役、行政官、農学者、帳簿係などが働いていたが、それらの様々な技術と活動がただ一つの目的に供されていた。ポーランドの帝国編入地域における再定住政策の組織化である。財産を没収され、住居から追われる者がいれば、代わりに連れてこられる者もいた。ドイツ民族性強化全権部は村や町全体を組織しなおし、「地方の様相を完全に变化させる」べく取り組みを進めた。

ドイツ人の再定住に携わる専門家は、人種政策、人口政策、社会構造政策を結びつけ、「東方におけるドイツ民族再建」のための総合的かつ統一的な構想を作り出した。最も単純かつ安上がりな「解決」は人口政策であり、それは入念に計画されたものであったが、残虐なものでもあった。人口政策は、ナチ社会の人種主義的規範に立脚しつつ、その人種主義的規範を社会工学のための実用的手段へと発展させるものであった。全住民集団の再定住によって、巨大なプロジェクトを実現するための自由な行動の余地が作り出され、資金調達が必要なくなり、社会的経済的組織化とイン

フラの効率性という点で模範となりうる社会を建設するための道が多く犠牲の上に力づくで拓かれることとなったのである。そのため、肯定的な意味でも否定的な意味でもドイツ民族性強化全権部の職務の重点は人口政策に置かれた。被害者は差別され、「排除」された。恩恵を受ける側の者は優遇され、促進された。ポーランド西部はできうるかぎり早急に「ドイツ化」されるべきであり、その経済システムはドイツ帝国の需要にあわせて変えられるべきであるとされた。何十年にもわたって東欧諸国で少数民族として生きてきたドイツ人が、占領下ポーランドに移住させられることになった。

この目的のために、ドイツ民族性強化全権部の計画担当者はユダヤ人住民と一部のポーランド人住民を当該地域から追放し、東方に移送することを提案した。移送される者たちの住居、農場、店舗、工場は閉鎖、解体されるか、さもなければバルト諸国やソ連占領下のポーランド東部、後にはルーマニアから「帰還」してくる民族ドイツ人に配分された。

ポーランド人およびユダヤ人の追放と民族ドイツ人の移住はこのように連動するひとつの政策であり、制度上もハインリヒ・ヒムラーという同一人物の手に委ねられた。ラインハルト・ハイドリヒもまたポーランド人およびユダヤ人の追放と民族ドイツ人の移住の双方を管轄していた。ドイツ人の再定住は常に経済的合理化と結びついていた。ドイツ人一家族のために、しばしば二～三、時として五家族もの少数民族、ナチ用語でいうならば「異民族 (Fremdvölkische)」が移動させられることもあった。様々な参考数値等に基づき、各地の計画担当者は最適な「人口構造」を計算した。土地の質に応じて1平方キロメートルあたりの農業従事者数が算出されると、そこから最適な「非農業労働者」数が割りだされた。同様の計算が個々の職業集団について行われた後、条件に応じてポーランド人の複数の農場や工場が合併され、ドイツ人の農業主や職人に配分された。こうしてパン屋であれ、靴屋であれ、農場主であれ、ドイツ人はいわゆる「健康な」事業を与えられることになるのである。結果として、強制的に移住させられる者の数は新たに定住することになるドイツ人の数よりも常に目に見えて多いことになった。

この再定住措置の過程で選択、分類されたという意味では、ポーランド人やユダヤ人のみならず民族ドイツ人も同様であった。民族ドイツ人は、出身地、社会階層、資産、「政治的態度」、健康状態等に応じて様々なカテゴリーに分類され、振り分けられた。そのような分類を行うための基準が拠って立つべきとされたのは科学であった。

1942年夏に帝国食料農業省次官 H. バッケ (Herbert Backe) はカイザー・ヴィルヘルム財団に人種生物学と再定住問題のための研究所を設立するよう勧告した。当時、バックは学術振興機関として国際的にも高い評価を受けていたカイザー・ヴィルヘルム財団の副総裁であった。食料農業省の影響力ある地位にあったため、バックは同財団の系列で広義の農業研究に携わるあらゆる研究所の財政にとっては重要な人物であった。新たに設立される研究所では、人種生物学的な見地から「東部領」の将来の入植者が選ばれることになっていた。「とくに重要な問題は、個々の種をある地域に閉鎖的に定住させるのか、混住させて定住させるのかという問題であろう。すべては特定の気候条件、土壌条件に対する定住者の生物的適性によるのである。」したがって、これに関連する科学的諸問題は食料農業省でも親衛隊帝国指導者でもなくこれから設立される研究所で取り扱われることになるのだ、とバックの覚書には記されている⁷。

東方での再定住をめぐる科学的研究はバッケの覚書が作られた1942年夏に始まったわけではない。すでに様々な分野の専門家が占領下の東部領への定住者を選択する作業に関与していた。定住者の選択がバッケの提唱する基準に従って行われることはなかったが、実現されなかったとはいえバッケのこの提案は、獲得した東方地域でナチの政策が直面した新たな課題が次第に科学的に取り扱われるようになっていったことを示す一つの例である。

科学の役割

再定住政策は社会再編の社会学的モデルを生物学的モデルと結びつけたものであった。上述のバッケの例から分かるように、ナチの政策は科学的な立場からの政策提言に相当程度に依拠していた。各地域の計画担当者、社会学者、人口学者などが大量に協力していたことを考えてもこれが社会科学にあてはまることは明らかであるが、自然科学、とくに生物学についても同様のことがいえる。19世紀末に人文科学において優生学のパラダイムが台頭するにつれ、次第に生物学が社会現象を解釈する際の主要概念となっていった。それにともない、優生学、人種学、人口学の意味は極めて大きくなった。「社会的文化的な全般的衰退は貧困、非行、反社会性、売春、アルコール依存の増加等に特徴づけられる『社会問題』の影響によるものである、という市民階層のあいだで当時広く感じとられていた危機的状况に関する見方と優生学的＝科学的思考様式とは通ずるところがあった。一方、そうした危機的状况は[...]優生学的アプローチ、つまり優生学独特の解釈と現実の再構成の仕方によって強められた面があったばかりか、部分的には優生学によって引き起こされたものであったとさえ言えた。」⁸ 優生学の主要科学への台頭によって社会現象が遺伝的なものであると考えられるようになり、そのことが逆にあらゆる種類の「異常性」についてその遺伝的根拠を調査する差し迫った必要性があるかのように思わせることになったのである。

優生学研究は「逸脱のない」社会というユートピアに適合させられた。「逸脱のない」社会を作り上げるために、「病的」もしくは「劣等」とみなされるあらゆる遺伝的要素を再生産から排除すべく科学的に定義し、精密に記述することが求められることになったのである。「民族体(Volkskörper)という生物的集合体は優生学的な思考においては至上の規範的権威である。優生学の論理によれば、個人の価値は遺伝的要素から予測される資質に照らして定められるのであり、遺伝的には万人が平等とはいえないことになる。」⁹

優生学と人種衛生学の興隆はナチに特殊な現象でもドイツだけに見られた現象でもなかった。同じような展開は他の諸国にもあったことが知られている。しかしナチズムに特徴的であったのは、科学と実践が密接に結びついており、優生学や人種学の科学的提言がすぐさま政策に反映されたことであった。カイザー・ヴィルヘルム財団の科学者もその専門知識をナチの人種政策のために提供し、新たに設立されたあまたの委員会で政策顧問として活躍した。人類学、遺伝学、優生学関連のカイザー・ウィルヘルム研究所の指導的科学家たちは「ユダヤ人問題」を検討したり、専門家会議で「ユダヤ人問題の全体解決」について協議したりした。中には、人種証明書や家系証明書を作成し、人間を「完全ユダヤ人」「二分の一ユダヤ人」「四分の一ユダヤ人」に分類して差別を進めていくための基礎を準備した者もいた。また「東方諸国の人種的生物学調査」を行った者もいた¹⁰。ほ

ばすべての学問分野が占領下の東欧の従属と長期的変革に関与したといえる。

科学者は、すでに占領下に置かれた、もしくは間もなく占領下に入る国々の人口比率、社会的経済的状况、食料供給、国内資源に関するデータを提供した。たとえば統計学者は、ユダヤ人とシンティ・ロマを国勢調査でそれぞれ独立した項目として登録したり、ヨーロッパ全土のユダヤ人をマダガスカルに移送する可能性を算定するために三種類の異なる証明書をういたりした¹¹。経済学者は供出割り当てを決定したが、これはつまり占領地域の住民を飢えさせることを決定したということであった¹²。栄養生理学者はレニングラード包囲を、大都市の住民を飢えさせるためにはどれだけの日数がかかるかという実験ととらえていた¹³。社会学者は「民族境界の適正化」や「小規模市場都市の非ユダヤ化」などの提案を行った¹⁴。内科医はゲッターは疫病の危険な温床であるとして、ゲッターを厳格に分離するか、望むらくは移送によってゲッターを解体すべきであると主張した。

ナチの統制計画の策定に政策顧問として関与したこれらの科学者は、一般にきわめて若い世代の知的エリートであった。この世代は「ヴェルサイユの恥辱」や世界恐慌時の失業の恐怖を経験した後、ナチ国家の勢力拡大によって思わぬ機会をえたのである。1933年以降に行われたユダヤ系および社会主義者の科学者の追放、(地域計画、遺伝衛生学、軍事技術、代用品生産などの分野における)国家機能の拡張、さらには1938年以降の領土拡張は、科学者が取り組むべき新たな課題を生みだした。戦争は科学の使命に関する科学者の認識を変え、科学は倫理的制約から解放された¹⁵。ドイツの研究エリートは正義や倫理は科学とはなじまず、新しい政治条件の下では無視しうるものであると考えるようになった。

ある地域の住民も基本構造をも顧慮する必要がない、というくりに占領下の東欧諸国で広がった確信は新機軸、計画のための計画という雰囲気を含めた。占領下ポーランドのあるドイツ人経済学者の言葉を借りれば、「東方において経済計画担当者は完全に新しい状況に直面している。ある国の中で既定の経済要因を顧慮しつつ個々の工場をどこに設立するか、輸送のためのインフラをどのように整備するのが最もよいかについて考えるのとは違う。ここにあるのはまさに経済的なタブラ・ラサ(白紙)状態である。¹⁶」

政治信条のためであれ、出世願望のためであれ、科学への貢献のためであれ、科学者はその技能をナチ体制のために役立てた。しかし、科学とナチ支配の関係はあくまでも相互的なものであり、「科学の悪用」、犯罪的政策のための科学の動員、という言い方には語弊がある。科学者は自らのプロジェクトを通じてナチに協力し、その見返りを得た。つまり、きわめて良好な研究環境に恵まれ、専門とする研究を大戦中にも続けられるようになり、金銭的報酬をもえたのである。このことは政治と関係の深い社会学者のみならず、科学的客観性を重視することをもって自認する自然科学者にもあてはまる。

ドイツ軍がソ連に侵攻した後、ドイツの科学者はソ連の有名な研究所を訪れ、その多くをわがものとした。このような略奪はたとえば植物品種改良のようにソ連の研究者が主導的地位にあった分野の科学者にとってとりわけ魅力的であった。中でもドイツの植物学者、生物学者は先を争うように世界的に有名なソ連の植物品種改良場を訪れた。戦時下で貴重な資源が破壊されてしまうことを恐れたためでもあり、スターリン下のソ連の科学がいわゆる「ブルジョア」遺伝学を敵視しており、遺伝学研究所を破壊したり、放棄したりすることが考えられたためでもあった。これはドイツの科

学者にとっては、ソ連の研究資源を奪うことによりその進んだ遺伝学を継承するまたとない好機であった。ドイツの科学者はソ連の有名な植物コレクションを争って求め、ソ連の研究所に殺到した。

ソ連の研究所の略奪を組織し、占領地域での研究を統括し、占領者であるドイツ人に進んで協力しようとするロシア人科学者を引き入れたのは「東方研究センター (Zentrale für Ostforschung)」という特別の機関であった。東部占領地域省の管轄下にあった同センターはカイザー・ヴィルヘルム研究所から複数の科学者を雇用した。これによって彼らはドイツの一研究所の部長という従属的な立場から占領下の東部領の科学部長へと格上げになったわけである。「東方研究センター」は国防軍が東方から退却するときにも科学コレクションや研究設備の撤去を組織した。一方でドイツ人は持ち去ることのできないものはすべて破壊しつくした。悪名高い「焦土」作戦である。種子コレクションの場合、実行すれば残された住民が飢えに苦しむことになることを十分に認識しているが、この焦土作戦は遂行された。

ヨーロッパユダヤ人の絶滅に関する研究の中で R. ヒルバーク (Raul Hilberg) は、あらゆるレベルで自発的な動きを促すような条件が整っており、それが絶滅プロセスの効率性を高めたと述べている¹⁷。この指摘はヒルバークが扱った官僚機構のみならず、科学についてもあてはまる。占領地での出世のチャンス、研究所を荒らしまわって手に入れた研究資源は侵略政策への熱心な関与の物質的基盤となり、政治指導層と科学者コミュニティのあいだの利益提携を生み出した。忠誠を誓うことによって恩恵を受けることができるというこのような関係はとくに科学において顕著であったが、科学だけに限られた問題ではない。

ドイツ人とユダヤ人財産

ドイツは全ての植民地を奪われ、膨大な人口に対して十分な資源をもたない貧しい国であるという考えはあらゆる層のドイツ人に広まっており、食料と資源を供給するという名目の下に東方での戦争が正当化されることになった¹⁸。加えて、ドイツ人のあいだには反セム主義的なコンセンサスが幅広く存在したため、「東方ユダヤ人」は「下等人間」であるとのレッテル貼りがなされたのみならず、ナチの政権掌握につづく数年のうちにユダヤ人を社会から排除する動きが助長されることにもなった。本論稿では、当初は躊躇し、疑念を抱いた非ユダヤ系ドイツ人が熱狂的ではなかったにせよ最終的にナチの反ユダヤ人政策に加担するにいたるまでの個々の段階を詳細に論じることはできないが、ユダヤ人迫害によって受ける恩恵という観点からみて興味深いのはユダヤ人から没収した財産が果たした役割である。科学者にとっての略奪した研究資源と同様、ドイツ社会の大部分ではユダヤ人財産がナチの政策に対するコンセンサスと忠誠心を喚起する意味をもった。レベルはまったく異なるが、非ユダヤ系ドイツ人はユダヤ人から収奪することで利益を受けたのである。

ドイツ人は亡命するユダヤ人から家具、宝石、その他の貴重品を市場価値よりはるかに安く買い、ユダヤ人が狭苦しい「ユダヤ人住居」での共同生活を法的に強制されるようになった後にはそのアパートを好条件で入手し、商店や工場を奇妙なほど安く買った。こうした個人的な利益享受は「再分配」のひとつの形態であり、大衆がナチ政府を承認する基盤となっていた。このようにしてナチ

体制は元手もかけずに「一般大衆」の期待に応えたのである。個人財産の所有権が移ったことに加え、ユダヤ人の病院が軍の病院に、ユダヤ人の老人ホームが「アーリア人」の子供のための施設に指定されるといった措置もとられたが、それがなければ非ユダヤ人に対する社会保障が大戦中にあれほど高いレベルで維持されることは不可能だったであろう。

「(ユダヤ人財産を)公共の場で販売することの目的は『住民のできるだけ多くの者に商品を手頃な値段でばらまくこと』にあった。¹⁹⁾」資料状況にめぐまれたハンブルクの事例研究によれば、「アーリア化」の恩恵を受けたのはとりわけ退職したサラリーマン、自立を計画している若手の商人、事業を新規に拡張し、もうかる商売をしたいと考える者、ナチ党関係者らであった。

他の諸国も個人的に利益を与えることによってユダヤ人の移送に対する世論の同意を取りつけるべくユダヤ人財産を利用した。そのような形で利用されたのはとくに不動産であった。文化財と動産は容易にドイツに輸送できたが、不動産と住居はその土地に残され、特価で地元の非ユダヤ系住民に提供されるのが通例であった²⁰⁾。

Ch. ゲルラッハ (Christian Gerlach) はアルメニア人とハンガリーユダヤ人の財産没収にみられる類似点を指摘している。ゲルラッハによれば、「どちらの場合にも略奪願望が暴力の使用に拍車をかけた。どちらの場合にも、政府は略奪財産をできるかぎり完全な状態で手に入れ、戦争による国民負担を相殺するために再分配しようとした。もっとも両国政府がその政策のためにとった手段は全く異なっていた。第二次世界大戦期のハンガリーの場合、(ドイツの占領を受けた、もしくはドイツと同盟関係にあった他のヨーロッパ諸国と同様に)ユダヤ人財産の没収はいくつかの点で役立った。第一に、戦争にともなう消費財の不足を緩和し、闇市の活動も不満も抑えることができた。第二に、ユダヤ人財産を販売することによって余剰の購買力を吸い上げることができ、第三に、その利益は即座に国家財政を潤し、安定化させることになった。ハンガリーでは、ユダヤ人財産に含まれる衣服、靴、家財道具の没収までもがしばしば国家の手によって進められた。貴重品と不動産はほぼ完全に国有化され、戦争に向けて国民の意識を高めるために一部は社会政策に利用された。一方、1915年のアルメニア人虐殺の際にはアルメニア人の個人財産はほとんど地元住民によって略奪され、貴重品は幾重にも私的に横領された。何十万人もの難民を入植させるための財源として不動産が利用された点では、ドイツ帝国に編入されたポーランドでのドイツ人再定住政策ときわめて似通っていた。²¹⁾」

「再分配」にみられるようなユダヤ人財産の計画的利用は、道徳的制約から解放された手段としての行動の支配 (D. ポイカート) というナチ像と一致する。私利に動かされていたにせよ、困窮していたにせよ、ドイツ人に対して特価で提供されたユダヤ人財産は、ドイツ社会においてナチ体制への支持を促進する効果をもった。その意味では占領地域からの略奪品も同じであったが、科学エリートの場合には、国家権力との協力の基盤となったのは物質的利害よりはむしろ研究と計画の地平が拡大されたことであった。科学者とその専門知識が求められており、大胆な計画をすぐさま実行に移すことができると思われたのである。(ヨーロッパ再編というユートピアに関してはその殺人的な部分が実現された。ただしドイツ人支配人種による大陸全土の最終支配という妄想は実現することなく、体制は最終的には自ら作り出した矛盾に陥っていった。) この道具的で、無慈悲で、反道徳的なプラグマティズムは、加害者社会を説明するためには重要である。しかし同時に、これを

もってしてもホロコーストを「説明」することはできない。加害者の実利的な計算と被害者が経験した予測不能性、無力感のあいだには深い溝が残り続けるのである。とはいえ、ホロコーストは人類の文明の外部にある多かれ少なかれ原始的な暴力犯罪であるわけではない。ホロコーストは文明が生み出しうるもののひとつなのである。

(本稿は、日本学術振興会「人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究事業」領域 II-①「平和構築に向けた知の再編」「ジェノサイド研究の展開 (CGS)」の主催により 2004 年 3 月 27 日に東京大学駒場キャンパスにて開催された国際シンポジウム「ジェノサイド研究の最前線」の講演原稿を翻訳したものです。)

注

1 Omer Bartov, *Widerschein der Zerstörung: Krieg, Genozid und moderne Identität*, *Zeitschrift für Genozidforschung* 1 (1999) 1, 46–69; here 67. David Rousset, *l'univers concentrationnaire* (Paris: Hachette, 1995). も参照。

2 Lawrence Langer, *Holocaust Testimonies. The ruin of memory* (New Haven u. a.: Yale University Pr., 1991).

3 Frank Chalk & Kurt Jonassohn, *The history and sociology of genocide: analyses and case studies* (New Haven u. a.: Yale University Pr., 1990), 323.

4 *Ibid.*, 324.

5 Mihran Dabag & Kristin Platt (eds.), *Genozid und Moderne, Bd. 2, Erinnern, Verarbeiten, Weitergeben* (Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften, 2000), 16.

6 Aron Rodrigue, *The Mass Destruction of Armenians and Jews in the 20th Century in Historical Perspective*, in Hans-Lukas Kieser & Dominik J. Schaller (eds.), *Der Völkermord an den Armeniern und die Shoah. The Armenian Genocide and the Shoah* (Zürich: Chronos, 2002) 303–316, here 313.

7 Archiv zur Geschichte der Max-Planck-Gesellschaft, Berlin (MPG-Archiv), Abt. I, Rep. 1A (Generalverwaltung der KWG), 971, Aktennotiz Telschow, 29 July 1942.

8 Doris Kaufmann, *Eugenische Utopie und wissenschaftliche Praxis im Nationalsozialismus*, in Wolfgang Hardtwig (ed.), *Utopie und politische Herrschaft im Europa der Zwischenkriegszeit* (Kolloquium zum Thema „Utopie und politische Herrschaft im Europa der Zwischenkriegszeit“ vom 2. bis zum 5. Mai 2001 im Historischen Kolleg) (München: Oldenbourg, 2003), 309–325, here: 311.

9 *Ibid.*, 312.

10 Hans-Walter Schmuhl, *Rasse, Rassenforschung, Rassenpolitik. Annäherungen an das Thema*, in Hans-Walter Schmuhl (ed.), *Rassenforschung an Kaiser-Wilhelm-Instituten vor und nach 1933* (Workshop Rassenforschung im Nationalsozialismus: Konzepte und wissenschaftliche Praxis unter dem Dach der Kaiser-Wilhelm-Gesellschaft) (Göttingen: Wallstein, 2003), 7–37. 参照。

11 Götz Aly & Susanne Heim, *Vordenker der Vernichtung. Auschwitz und die deutschen Pläne für eine neue europäische Ordnung* (Hamburg: Hoffmann und Campe, 1991), 263f.; Magnus Brechtken, *“Madagaskar für die Juden”. Antisemitische Idee und politische Praxis 1885–1945*, (= Studien zur Zeitgeschichte Bd. 53) (München: Oldenbourg, 1997), 254f.

12 Aly, Heim, *op. cit.*, note 11, 366f. 参照。

13 Ales Adamowitsch, Daniil Granin, *Das Blockadebuch*, 1. Teil (Berlin: Verl. Volk und Welt, 1987), 49f. 参照。

14 Werner Conze, *Die ländliche Überbevölkerung in Polen*, in: *Arbeiten des XIV. Internationalen*

Soziologen-Kongresses, Bucuresti, Mitteilungen, Abteilung B — Das Dorf, I. Bd. (= D. Gusti (ed.), Schriften zur Soziologie, Ethik und Politik. Studien und Forschungen 5), (Bukarest: Internat. Soziol. Inst., 1940), 40.

15 これは「安楽死」犠牲者、強制収容所の囚人、戦争捕虜を利用した人体実験のみならず、研究への強制労働の動員や占領国での研究資源の略奪にもあてはまることである。

16 Helmut Meinhold, Rezension von August Lösch: Die räumliche Ordnung der Wirtschaft (Jena 1940), in *Die Burg* 3, Heft 3, (1942), 360.

17 Raul Hilberg, *Die Vernichtung der europäischen Juden*, Bd. 3 (Frankfurt am Main: Fischer 1997), 1071.

18 Saul K. Padover, *Lügendetektor. Vernehmungen im besiegten Deutschland 1944/45* (Frankfurt am Main: Eichborn, 1999), 67, 75, 119, 124f., 209.

19 Frank Bajohr, „Arisierung“ in Hamburg: die Verdrängung der jüdischen Unternehmer; 1933–1945 (Hamburg: Christians, 1997), 332.

20 Gerard Aalders, *Geraubt! — Die Enteignung jüdischen Besitzes im Zweiten Weltkrieg* (Köln: Dittrich, 2000). 参照。

21 Christian Gerlach, Nationsbildung im Krieg: Wirtschaftliche Faktoren bei der Vernichtung der Armenier und beim Mord an den ungarischen Juden, in Hans-Lukas Kieser & Dominik Schaller (eds.), *Der Völkermord an den Armeniern und die Shoah* (Zürich: Chronos, 2002), 347–422, here 396.